

保育料免除について(幼稚園用)

●はじめに

広島大学では、経済的な理由などにより保育料を納入することが困難な人に対して、保育料の全額または半額を免除する制度を設けています。選考にあたっては、家庭の経済状況等により順位付けを行い、予算の範囲内で免除者を決定します。

なお、保育料免除等の申請にあたっては、経済状況等を正確に把握するために、様々な証明書等の提出が必要です。必ず受付期限内に、不備・不足書類等ないように申請してください。

●免除申請ができる人

以下の①または②に該当する人が対象となります。

- ①経済的理由により授業料を納入することが困難で、かつ、園長が学業優秀と認めた人
- ②保育料納入6か月以内(新入学生は、入学年度の最初の学期に限り入学前1年以内)に、以下のいずれかの事由が発生し、保育料の納入が困難になった人

- 1) 学資負担者が死亡した場合
- 2) 本人または学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- 3) 学資負担者が失職(パート、派遣社員は除く)し、申請時現在未就職の場合
(失職とは、会社倒産、解雇等により職を失った場合であり、定年退職、勸奨退職、自己都合による退職や廃業等は含みません。)
- 4) 学資負担者が申請時現在長期療養中の場合
(長期療養中とは、見込みも含めて6か月以上の療養が必要で、就業不能の状態にある場合をいいます。)

●家計基準

免除を受けることができる所得の目安を以下に示していますが、免除者については、経済状況等による順位づけを行い、予算の範囲内で決定しますので、この所得内であっても必ず免除されるということではありません。

●例1 家族2人《本人(母と同居)、母(収入あり)の場合》

本人の 学生区分	全額免除 (税込収入金額)		半額免除 (税込収入金額)	
	給与所得者	事業所得者	給与所得者	事業所得者
幼稚園	318万円以下	160万円以下	464万円以下	262万円以下

●例2 家族4人《本人(家族と同居)、父(収入あり)、母(収入なし)、兄姉又は弟妹(小学生)の場合》

本人の 学生区分	全額免除 (税込収入金額)		半額免除 (税込収入金額)	
	給与所得者	事業所得者	給与所得者	事業所得者
幼稚園	301万円以下	148万円以下	485万円以下	277万円以下

●例3 家族5人《本人(家族と同居)、父(収入あり)、母(収入なし)、祖母(年金収入のみ)、兄姉(私立大学生、家族と別居)の場合》

本人の 学生区分	全額免除 (税込収入金額)		半額免除 (税込収入金額)	
	給与所得者	事業所得者	給与所得者	事業所得者
幼稚園	511万円以下	295万円以下	692万円以下	434万円以下

●受付期間

(前期申請) 平成30年4月2日 ~ 平成30年4月20日(厳守)
(後期申請) 平成30年10月1日 ~ 平成30年10月23日(厳守)

●提出先, 提出方法

各学校園のクラス担任または事務室へ同封の封筒に入れて提出してください。

●結果通知までの留意事項

保育料免除申請をした人は、免除の結果通知があるまでは、支払いが猶予されますので、保育料を納付しないでください。
(一度納付した保育料は返還できません。結果が出るまでに保育料を納入した場合は、免除申請は取り下げさせていただくこととなりますので注意してください。)

●免除決定の通知時期, 通知方法

(前期申請) 7月下旬
(後期申請) 12月下旬
クラス担任または事務室からお知らせいたします。

●提出書類について

保育料免除に必要な提出書類は、しおりP8~P11のとおりです。ただし、様式1保育料免除申請書については、附属学校園用のもの(保育料免除申請書)をご提出願います。

その他不明な点については、下記までご連絡願います。

〒739-8524

広島県東広島市鏡山一丁目1番1号

広島大学教育室教育部附属学校支援グループ(財務担当)

Tel (082)424-6964

Fax (082)424-6968

E-mail fuzoku-zaimu@office.hiroshima-u.ac.jp

1.はじめに

広島大学では、経済的な理由などにより授業料を納入することが困難な人に対して、授業料の全額または半額を免除する制度を設けています。

免除者の選考は、一定の学力基準を満たしている人について、予算の範囲内で、家庭の経済状況等により困窮度の高い人から、全額免除、半額免除、不許可の順に行います。

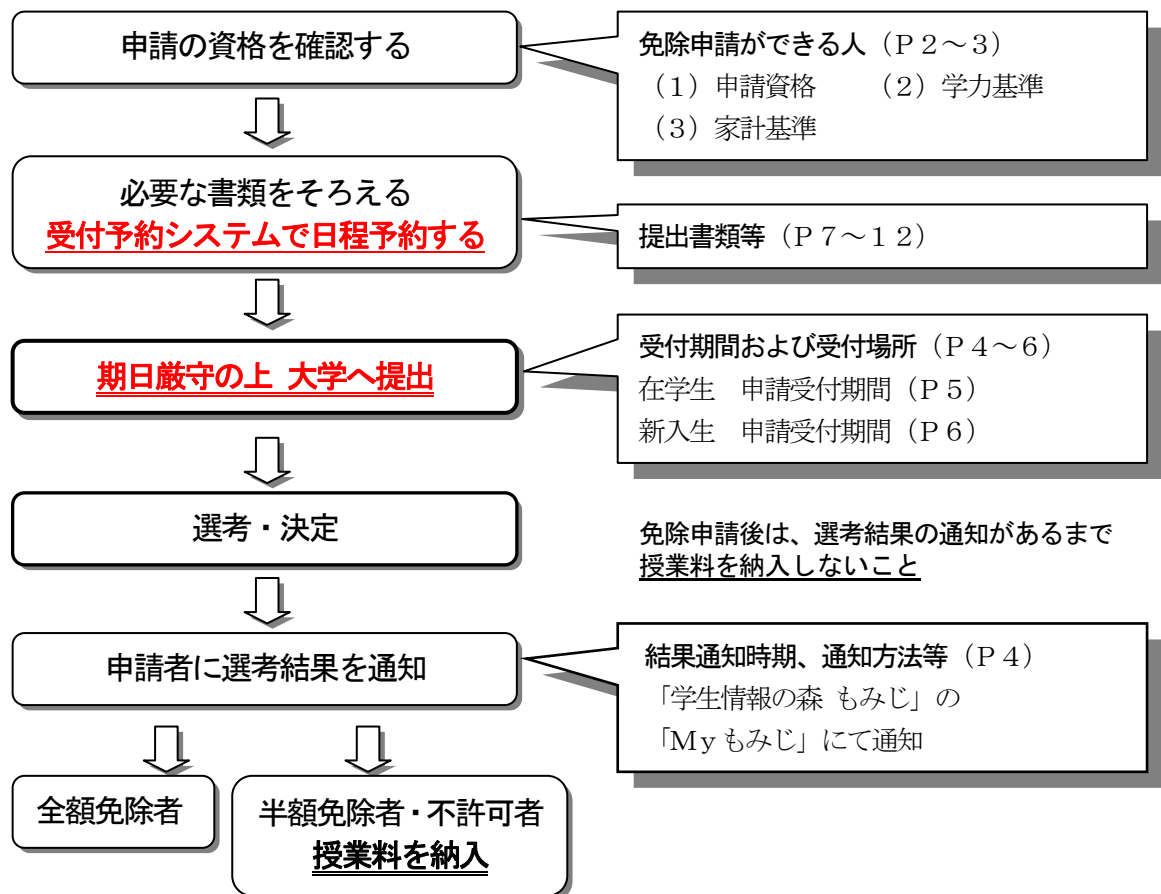
なお、免除申請にあたっては、経済状況等を正確に把握するために、様々な証明書等の提出が必要です。必要書類が揃わない場合は申請を受け付けません。免除申請をされる人は、この「しおり」をよく読んで必要書類を整え、必ず受付期間内に、不備・不足書類等のないよう申請してください。

また、申請にあたって提出していただく個人情報、免除者の選考および申請者数等の統計資料としてのみ使用し、他の目的での使用または第三者に提供を行うことはありません。

【特に注意する点】

- 免除申請は、前期・後期ごとにそれぞれ行う必要があります。
免除申請の日程等については、在學生はP 5に、新入生はP 6に掲載していますので、事前に確認の上、必ず受付期間内に、不備・不足書類のないよう申請を行ってください。
- 提出期限を過ぎた申請や代理申請、郵送による申請は原則として認めません。
- **追加で書類の提出を求める場合は、担当者が申請者本人の携帯電話番号に連絡します。**音信不通や指定期日までに書類を提出しない場合は選考の対象から外します。必ず連絡がとれる状態にしておいてください。
なお、携帯電話番号に変更があった場合は、速やかに申し出てください。
- 申請書類に事実と異なる記載をした場合や、実際にあった収入を申告していないことが判明した場合は、以降の授業料免除申請を認めないことがあります。

【申請から決定までの流れ】



2. 授業料免除について

(1) 申請資格

以下の①または②に該当する人が対象となります。

- ① 経済的理由により授業料を納入することが困難で、かつ、一定の学力基準（詳細は次頁）を満たしている人
- ② 授業料納入月前6か月以内（新入学生は、入学年度の最初の学期に限り入学前1年以内）に、以下のいずれかの事由が発生し、授業料の納入が困難になった人
(納入月前6か月以内とは、前期申請では2017年10月1日以降を、後期申請では2018年4月1日以降を指します。また、以下でいう「学資負担者」とは、各事由が発生する直前まで、同一生計の家族内で最も所得の多かった人を指します。)
 - 1) 学資負担者が死亡した場合
 - 2) 本人または学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - 3) 学資負担者が失職(パート、派遣社員は除く)し、申請時現在未就職の場合
(失職とは、会社倒産、解雇等により職を失った場合であり、**定年退職、勸奨退職、自己都合による退職や廃業等は含みません。**)
 - 4) 学資負担者が申請時現在長期療養中の場合
(長期療養中とは、**見込みも含めて6か月以上の療養が必要で、就業不能**の状態にある場合をいいます。)

【注意】 次のいずれかに該当する人は申請できません。

- ・ 国費留学生
- ・ 政府や会社等から授業料の支給がある場合（日本学生支援機構等の奨学金を除く）
- ・ 免除の対象となる学期に在学していない人
学期途中に休学または修了・退学を予定している場合も、免除申請はできません（当該学期間は在学していることが前提です）。
- ・ 標準修業年限を超えている人

標準修業年限（※ただし、休学により修業年限を超えた方においては、その理由に因っては、修業年限の算定に含まれない場合もあるので、ご相談ください。）

学部は4年（医学部医学科・歯学部歯学科・薬学部薬学科は6年）
博士課程前期・修士課程は2年
教育学研究科専門職学位課程は2年
博士課程後期は3年（医歯薬保健学研究科博士課程は4年）
法務研究科は2年または3年
専攻科は1年

※ 大学院生については、論文作成のために標準修業年限を超える場合、**最初の半期のみ**申請を認めることがあります。指導教員意見書（様式12）が必要です。

(2) 学力基準

免除申請を希望する人は、以下の①および②の学力基準をいずれも満たす必要があります。

- ① 入学後の修得単位（前期申請は前年度後期分まで、後期申請は当年度前期分まで）が、本人が所属する学部、研究科等の「標準修得単位数」に達している。

$$\text{「標準修得単位数」} = \text{卒業（修了）要件単位数} \times \left(\frac{\text{在学セメスター数}}{\text{卒業（修了）までのセメスター数}} \right) \times 0.8$$

- ② 入学後の修得単位（前期申請は前年度後期分まで、後期申請は当年度前期分まで）の「平均評価点」が63点以上である。

$$\text{「平均評価点」} = \frac{\text{（秀+優）の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数}}{\text{（修得単位数} \times 3\text{）}} \times 100$$

- ・学部新入学生の入学日の属する学期分（4月入学者：平成30（2018）年度前期分、10月入学者：平成30（2018）年度後期分）の申請については、出身高等学校の調査書評定の平均および入学試験の成績等により学力を判定します。
- ・大学院および専攻科新入学生の入学日の属する学期分の申請については、出身大学における修得単位の平均評価点および入学試験の成績等により学力を判定します。
- ・大学院博士課程後期、医・歯博士課程、専門職学位課程の学生の申請については、成績および研究業績等により、研究科長が学業優秀と判定した場合に、学力基準を満たすものとします。

(3) 家計基準

免除を受けることができる所得の目安を以下に示します。なお、この金額は、申請者数等により変動しますので、**基準内の人**が必ず免除になるということではありません。また、奨学金の年間受給額を所得金額に加算して計算する場合があります。

○家族3人（父（収入あり）、母（収入なし）、本人（自宅外））の場合

所得者の区分（父のみ） 申請者の学生区分	給与所得者 （税込収入金額）	事業所得者 （商・工・農・水産・その他）
学部	422万円以下	234万円以下
博士課程前期、修士課程 特別支援教育特別専攻科	444万円以下	249万円以下
博士課程後期、医・歯博士課程 専門職学位課程（法務研究科）	541万円以下	317万円以下

○家族4人（父（収入あり）、母（収入なし）、本人（自宅外）、弟（私立高校・自宅））の場合

学部	500万円以下	288万円以下
博士課程前期、修士課程 特別支援教育特別専攻科	524万円以下	305万円以下
博士課程後期、医・歯博士課程 専門職学位課程（法務研究科）	630万円以下	379万円以下

○家族5人（父（収入あり）、母（収入なし）、本人（自宅外）、妹（私立大学・自宅）、弟（公立高校・自宅））の場合

学部	645万円以下	390万円以下
博士課程前期、修士課程 特別支援教育特別専攻科	667万円以下	409万円以下
博士課程後期、医・歯博士課程 専門職学位課程（法務研究科）	747万円以下	489万円以下

3. 申請方法等

授業料免除申請は、学生本人が申請に必要な書類（7. 提出書類等を参照）を整えて、指定された日時と場所（6. 受付期間および受付場所を参照）に持参して行います。

指定日時・場所以外での申請や代理申請、郵送による申請は、原則として受け付けません。

申請は面談形式により行いますので、学生本人が家庭の状況や提出書類の内容をよく把握し、質問に答えられるようにしておいてください。

また、留学生等で日本語を十分理解できない人は、指導教員またはチューターなどの日本語が理解できる人とともに申請を行ってください。

4. 結果通知までの留意事項

授業料免除申請をした人は、結果通知があるまで授業料を納入しないでください。（授業料の納入が猶予されます。）

一度納入した授業料は返還できません。結果が出るまでに授業料を納入した場合は、免除申請を取り下げてください。

【注意】 免除申請を行い、結果通知があるまでの間に、申請書類記載内容に変更が生じる場合や学籍の異動（卒業、修了、退学、休学等）、海外渡航等により連絡が取れなくなる場合は、必ず学生生活支援グループへ申し出てください。

5. 結果通知時期、通知方法等

(1) 通知時期

前期申請 : 7月下旬（予定）

後期申請 : 12月下旬（予定）

(2) 通知方法等

免除申請の結果は、「学生情報の森 もみじ」の「My もみじ」に掲示して、学生個人に通知します。半額免除または不許可となった人は、結果通知で指定された期限までに該当する授業料を納入してください。

6. 受付期間および受付場所

平成30（2018）年度授業料免除申請の受付期間と受付場所は、次ページのとおりです。

各キャンパスにおいて、「対象学部・研究科等」欄に該当する人の申請のみ受け付けます。

なお、学内行事等により、受付時間等を変更する場合がありますので、ご了承ください。
変更がある場合は、「学生情報の森 もみじ」でお知らせします。

【注意】 留学や入院等やむを得ない事情により受付期間に申請手続きができない場合は、必ず受付期間が始まる前に、学生生活支援グループへ連絡してください。

(1) **前期分申請受付期間** (※受付日は、土曜日、日曜日および祝休日を除きます。)

【注意】平成29(2017)年度前期分授業料免除申請からWeb上の「授業料免除受付予約システム」で事前に受付日時を予約していただく方法に変更しています。

受付予約がない方は、授業料免除申請ができませんのでご注意ください。

なお、今期から霞・東千田キャンパスも予約が必要です。ご注意ください。

※2018年4月入学の新入生、編入生及び学部から大学院前期、大学院前期から後期への進学者は予約不要です。

※受付期間終了後は、いかなる理由があっても受け付けしません。ご注意ください。

前期申請は年度末に申請期間を設けているため、確定申告未済や兄弟の進路未定等、一部書類が揃っていない場合でも申請を受け付けます(不足書類提出期限を別途指示します)。申請は早めに済ませましょう。

(在学生) 各キャンパスにおいて、「対象学部・研究科等」欄に該当する人の申請のみ受け付けます。

【東広島キャンパス】(予約システムでの予約必要)

対象学部・研究科等	全学部、全研究科、専攻科
受付日	2月6日(火)～2月19日(月) 2月28日(水)～3月2日(金) 3月22日(木)～3月23日(金)、3月27日(火)
受付時間	9:00～11:30 および 13:30～17:00
受付場所	学生プラザ1階 *受付場所を学生プラザ3階等に変更する場合があります。

【霞キャンパス】(予約システムでの予約必要)

対象学部・研究科等	医学部、歯学部、薬学部、医歯薬学総合研究科 保健学研究科、医歯薬保健学研究科、法学部(夜間主コース)、 経済学部(夜間主コース)、法務研究科、 社会科学部(マネジメント専攻およびファイナンスプログラム)
受付日	3月26日(月) (26日は在校生のみ受付可能です。新入生、学部から博士課程前期、博士課程前期から博士課程後期への進学者は11日又は東千田にお越しください。) 4月11日(水)
受付時間	10:30～11:30 および 13:30～18:00
受付場所	広仁会館 大会議室(予定)

【東千田キャンパス】(予約システムでの予約必要)

対象学部・研究科等	法学部(夜間主コース)、経済学部(夜間主コース)、法務研究科 社会科学部(マネジメント専攻およびファイナンスプログラム) 医学部、歯学部、薬学部、医歯薬学総合研究科 保健学研究科、医歯薬保健学研究科
受付日	4月6日(金)、4月17日(火)
受付時間	13:30～18:30
受付場所	東千田総合校舎1F S114会議室(共用講義室)(予定)

(平成30(2018)年4月新入生・編入学生)

※学部の編入学者 および 大学院の博士課程前期から博士課程後期への進学者を含む。

【東広島キャンパス】(予約システムでの予約不要)

対象学部・研究科等	全学部、全研究科、専攻科（霞・東千田地区新入生・編入学生も受付可能）
受付日	4月12日（木）、4月13日（金）、4月16日（月）、 4月18日（水）
受付時間	9:00～11:00 および 13:30～16:30
受付場所	学生プラザ4階 多目的室1・2（予定）

【電キャンパス】(予約システムでの予約不要)

対象学部・研究科等	医学部、歯学部、薬学部、医歯薬保健学研究科 法学部（夜間主コース）、経済学部（夜間主コース）、法務研究科 社会科学研究科（マネジメント専攻およびファイナンスプログラム）
受付日	4月11日（水）
受付時間	10:30～11:30 および 13:30～18:00
受付場所	広仁会館 大会議室（予定）

【東千田キャンパス】(予約システムでの予約不要)

対象学部・研究科等	法学部（夜間主コース）、経済学部（夜間主コース）、法務研究科 社会科学研究科（マネジメント専攻およびファイナンスプログラム） 医学部、歯学部、薬学部、医歯薬保健学研究科
受付日	4月6日（金）、4月17日（火）
受付時間	13:30～18:30
受付場所	東千田総合校舎1F S114会議室（共用講義室）（予定）

(2) **後期分申請受付期間**（※受付日は、土曜日、日曜日および祝休日を除きます。）

平成30(2018)年7月末頃に通知します。

7. 提出書類等

授業料免除申請に必要な提出書類は、P8～P12 のとおりです。書類の記入にあたっては、「記入例」を参考にして記入漏れや間違いがないようにしてください。

各様式を消去可能な筆記用具（鉛筆・消せるボールペン等）で記入しないでください。また、訂正する場合は、修正液等を使用せず、抹消線で訂正してください。

なお、家族の状況等については、前期申請は、**平成30年(2018年)4月現在**、（見込みを含む。）を記入してください。

また、一度提出した書類は、返還や閲覧ができません。**原本の提出を指定するもの**（免除申請所定の様式や所得証明書、医師の診断書、戸籍謄本、住民票等）**以外は、コピーを提出してください。（次回申請時に提出が必要な場合があります。）**

【 Q & A 】よくある質問

Q1 確定申告の際に源泉徴収票の本紙を提出したため、源泉徴収票がありません。

A1 給与受給者の場合、確定申告書（写）に加えて、源泉徴収票（写）も必要です。源泉徴収票の再発行を勤務先等に依頼のうえ、コピーを提出してください。

Q2 2017年10月以降に転業・開業した家族がいます。

A2 「申告書（様式8）」に、①会社名称・②所在地・③開業年月日・④業務内容・⑤代表者・役員および従業員名（専従者も明記）を記入の上、⑥開業以降の毎月の収入金額・必要経費金額・所得金額を記載して提出してください。なお、金額は確定申告書、帳簿、通帳等と照らし合わせ、正確に記入してください。申告内容に誤りがある書類は受け付けることができません。

Q3 申請時現在未定ですが、間もなく、就職先（入学先）が確定する家族がいます。

A3 申請時には、「収入状況等申告書（様式3）」および「申告書（様式8）」にその旨を記載し、就職先・入学先が決定次第、その家族に該当する必要書類を提出してください。また、申請後に申請内容の変更（家族の結婚・就退職等）があった場合は、速やかに学生生活支援グループへ申し出てください。

Q4 年金は、公的年金以外の個人年金等は申告する必要がありますか。

A4 **全ての収入を申告してください。** 授業料免除申請では、課税対象であるか否かにかかわらず家族の収入全ての申告が必要です。申請書類に事実と異なる記載をした場合や、実際にあった収入を申告していないことが判明した場合は、在学中の授業料免除申請を一切認めませんので、ご注意ください。

Q5 2018年4月入学の私費外国人留学生です。2018年3月に来日しましたが、市役所で所得証明書を発行してもらえませんでした。

A5 所得証明書は、前期申請は2017年1月1日（後期申請は2018年1月1日）に、日本に在住していない場合は発行されないため提出不要です。

Q6 2018年10月入学の私費外国人留学生です。来日前のため在留カードや、健康保険証、日本での通帳等のコピーを提出できません。

A6 来日前のため申請時に提出できない書類は、来日後速やかに学生生活支援グループ（学生プラザ3階）に提出してください。携帯電話番号も来日後速やかに申告してください。

Q7 独立生計者（私費外国人留学生）は、世帯が保有する通帳を提出することとなっていますが、インターネット上の銀行口座も必要ですか。

A7 インターネット上の銀行口座も含まれます。この場合は通帳がありませんので、取引明細記録がわかるものを提出してください。

1 全員が必ず提出する書類

【注意】 次に該当する人は「家族」とみなし、収入の申告や所定の書類の提出が必要です。

- ・申請者または家計支持者と同居している人（世帯分離していても住所が同じ人は同居とみなします。）
- ・申請者または家計支持者と同居していなくても、扶養関係にある人及びその同居者、その他生計を一にする人

（対象範囲はP12を参考にしてください。）

① 平成30年度（2018年度）前期分 授業料免除申請提出時の確認表

※受付時、確認表がないと受付できません。必ず用意してください。

② 授業料免除申請書 …………… 様式1-1

③ 誓約書（大学用・学生用） …………… 様式1-2

④ 家庭調書 …………… 様式2

⑤ 収入状況等申告書 …………… 様式3

・申請者（学生）本人 および 家族（【注意】参照）**全員の収入**を記入してください。

⑥ 授業料免除申請受付票（大学控・学生控） …………… 様式5

⑦ 不足書類チェックシート（大学控・学生控） …………… 様式6

⑧ 健康保険証（写）

・申請者（学生）本人 および 主たる家計支持者、無職無収入者（予備校生を含む）のものを提出してください。

・独立生計者および私費外国人留学生は、同一生計者全員分を提出してください。

⑨ 住民票（コピー不可*）（続柄・世帯主名・本籍・筆頭者名が記載されているもの。左記項目が省略されている場合は取り直しになります。ただし、個人番号・住民票コードは省略してください。）

・申請者（学生）本人を含めて、家族（【注意】参照）全員分が必要です。別居している就学者も必要です。

・「世帯全員の住民票」と記載された申請前3か月以内に発行されたものを提出してください。

・留学生は在留資格・在留期間・在留期間の満了日が記載されているものを提出してください。

※ ただし、兄弟姉妹などの親族が広島大学に在籍し、免除申請を行う場合、1人のみが本紙を提出し、その他の者は重複する住民票をコピーで提出することを認めます。

⑩ 市県民税所得課税証明書 等（コピー不可*）

・申請者（学生）本人を含めて、家族（【注意】参照）全員分が必要です。

（所得のない人も含む。ただし、兄弟姉妹のうち学校に在学中の人は除く。）

・家計支持者と同居していなくても、扶養関係にある家族がいる場合は（例：祖父母等）、その人の分も併せて提出してください（対象範囲はP12を参照してください）。

・市県民税所得課税証明書は、申請前3か月以内に市区町村役場等で発行され、市県民税額、給与・給与以外の所得別の収入金額、扶養人数が記載されたものを提出してください。

※上記必要項目が無記載または省略されている場合は取り直しになります。

・市県民税所得課税証明書は、源泉徴収票や確定申告書（控）等の写しとは別に必要です。

*ただし、親族が広島大学に在籍し、免除申請を行う場合、1人のみが本紙を提出し、その他の者は重複する市県民税所得課税証明書をコピーで提出することを認めます。

市県民税所得課税証明書は、市区町村役場等で発行される最新のものを提出してください。
前期申請時……『平成29年度』証明書（証明の内容は平成28(2016)年分所得になります）

2 申請者・家族の状況に応じて提出する書類 (次ページも確認すること)

○収入に関する証明書等 (収入が複数ある場合には、それぞれ該当の書類が必要です。)

※ 収入は全てを正しく申告してください。正しく申告されていないことが判明した場合は、免除を取り消し、在学中の授業料免除申請を一切認めませんのでご注意ください。			
対象者	必要書類	依頼先	
給与収入 (パート・アルバイト含む)	2016年12月以前から 継続 して勤務している場合	・源泉徴収票 (平成29(2017)年分) (写) *複数の勤務先がある場合は、すべて提出すること	勤務先
	2017年1月以降に 就職 した場合	・源泉徴収票 (平成29(2017)年分) (写) ・給与支払(見込)証明書(様式9) (申請者(本人)のアルバイトは不要)	
	2017年1月以降に 退職 し、 無職 の場合	・源泉徴収票 (平成29(2017)年分) (写) ただし、平成29(2017)年7月1日以降に退職した場合(アルバイトは不要)は、 退職(予定)証明書(様式10) または 退職金の受給金額と受給年月日が分かる証明書 (写) も併せて提出すること	
	2017年1月以降に 退職 し、 転職 した場合	・源泉徴収票 (平成29(2017)年分) (写) (前職と現職の両方が必要) ・給与支払(見込)証明書(様式9) (転職先の証明が必要。申請者(本人)のアルバイトは不要) ただし、2017年7月1日以降に退職した場合(アルバイトは不要)は、 退職(予定)証明書(様式10) または 退職金の受給金額と受給年月日が分かる証明書 (写) も併せて提出すること	
雇用保険受給者 ・受給予定者を含む	・雇用保険受給資格者証(全ページ) (写)	ハローワーク	
給与以外の収入	<p><①②のどちらかを提出></p> <p>①平成29(2017)年分確定申告書の第一表、第二表 および 収支内訳書(または青色申告決算書) (写) ※確定申告で分離課税分がある場合は、第三表等 (写) も提出すること</p> <p>②平成30(2018)年度市区町村県民税申告書(表裏の写) および 収支内訳書 (写)</p> <p>※受付印が押印されていること ※国税電子申告・納税システム(e-Tax)により申請した場合は、受付番号が印字されたページも提出すること ※報酬、講演料、契約金、賞金等を受給した場合は、平成29(2017)年分報酬、料金等の支払調書 (写) も提出すること ※農業をしていて転作奨励金の交付を受けている場合は、受給金額のわかる補助金決定通知書 (写) も提出すること</p>	<p>保管中のもの</p> <p>税務署</p> <p>市区町村役場</p> <p>農業協同組合等</p>	
年金・恩給等受給者	・ 最新振込金額 または 平成29(2017)年分の受給金額がわかる通知書 (写) (最新の年金額改定通知書または年金振込通知書、年金等の源泉徴収票等) ※公的年金(老齢年金、遺族年金、障がい年金)、私的年金、企業年金、恩給等、課税対象であるか否かに関わらず全て申告すること	保管中のもの	
諸手当・給付金等受給者 (傷病手当金・児童手当・児童扶養手当等)	・ 支給通知書 (写) または 受給金額がわかる証明書 (写) (児童手当・児童扶養手当支給通知書(最新の金額がわかるもの)、傷病手当金振込通知書(受給分すべて)等) ※児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、労災保険給付金、職業訓練受講給付金、住居手当、被爆者諸手当等、課税対象であるか否かに関わらず全て申告すること	保管中のもの	
生活保護費等受給者	・ 保護決定(変更)通知書 (写) (過去1年分) ※期間が1年に満たない場合は、受給分全てを提出すること	保管中のもの	
臨時収入受給者 (保険金・退職金・資産譲渡・山林収入等)	・ 受給金額と受給年月日がわかる通知書・支給明細書 (写) ※平成29年(2017)年1月以降に受給したものが対象、貯蓄性のある保険(学資保険、養老保険等)を満期で受給した場合も申告すること	保管中のもの	
特別分配金受給者	・ 特定口座年間取引報告書 (写)	保管中のもの	

次ページも確認すること

○その他、該当者がいる場合の証明書等

対象者	必要書類	依頼先
高校生以上の就学者がいる場合 ・専修学校生を含む（申請者（本人）分は不要）	・ 在学証明書（コピー不可） または 在学を証明できるもの （学生証・生徒手帳等（写））	在学校
兄弟等で平成29（2017）年1月以降に別居 独立した人がいる場合	・健康保険証（写） ・住民票（コピー不可）（ 続柄・世帯主名・筆頭者名が記載されているもの ） ※「世帯全員の住民票…」と記載された申請前3か月以内に発行されたもの	最新のもの の市区町村役場
障がいのある人がいる場合	・ 身体障がい者手帳等 （写）	保管中のもの

○本人が該当する場合の証明書等

対象者	必要書類	依頼先
ひとり親家庭の場合	・ ひとり親家庭申告書 （様式11）	様式は本人記入
日本学術振興会特別研究員の場合	・ 日本学術振興会特別研究員採用通知書 （写）	保管中のもの
独立生計者の場合 ・原則として大学院生・専攻科生が対象 ・父母およびそれに代わる扶養者（配偶者を除く） がいな場合や、次の1～3の条件全てに該当する場合は、独立生計者として申請 （ 1. 本人または配偶者に生計が維持できるだけの恒常的な収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書により確認できる 2. 父母等と別居し、支援等を一切受けることができない 3. 父母等（配偶者を除く）の社会保険上の被扶養者、所得税法上の扶養親族になっていない ）	<p>昨年からの申請時まで独立生計の実績がない場合や、独立生計を営むに足る収入予定がない場合は独立生計者とは認めません（新たに定職に就いた場合を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計状況申告書（様式7-1（収入等）・7-2（支出等）） ※記入期間について不明な点があれば、お問い合わせください。 ・世帯全員の健康保険証（写） ・預金通帳（名義および預払内容のページ（写）） ※原則として、世帯が保有する通帳全ての2017年1月以降現在までのページを提出 ※預金通帳提出要領を参考に、注釈を記入 ※家計状況申告書（支出等）に記載した学費・住居費等について通帳で支払いが確認できない場合は領収書等（写）を提出 ・所得税法上、父母等（配偶者を除く）の扶養親族でないことが確認できるもの（父母等の源泉徴収票または確定申告書（写）等） 	<p>様式は本人・指導教員記入</p> <p>所得証明書は市区町村役場</p> <p>その他の書類は保管中のもの</p>
私費外国人留学生の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・家計状況申告書（様式7-1（収入等）・7-2（支出等）） ・世帯全員の在留カード または 外国人登録証明書（表裏の写） ・世帯全員の健康保険証（写） ・預金通帳（名義および預払内容のページ（写）） ※原則として、世帯が保有する通帳全ての2017年1月以降現在までのページを提出 ※預金通帳提出要領を参考に、注釈を記入 ※家計状況申告書（支出等）に記載した学費・住居費等について通帳で支払いが確認できない場合は領収書等（写）を提出 	<p>様式は本人・指導教員記入</p> <p>所得証明書は市区町村役場</p> <p>その他の書類は保管中のもの</p>
標準修業年限を超えて申請する場合	・ 指導教員意見書 （様式12）	様式は指導教員記入

3 特別な事由に該当する場合の証明書等

※P8の「1 全員が必ず提出する書類」とP9、P10の書類の他に提出する書類

1) 学資負担者が死亡した場合

- ・死亡した日を確認できる書類（死亡診断書（写）等）

2) 本人または学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

- ・罹災証明書

※罹災証明書は、市区町村役場等で発行されたものを提出してください。

- ・確定申告書（雑損控除したもの）（写）

3) 学資負担者が失職し、申請時現在未就職の場合

- ・雇用保険受給資格者証（全ページ）（写）

※雇用保険受給資格者証（写）は、ハローワークで交付されたものを提出してください。

4) 学資負担者が申請時現在6か月以上療養中、または6か月以上療養を必要とする見込みで就業不能の場合

- ・診断書（**コピー不可**）

※診断書に病名・診療開始日および申請時現在6か月以上療養中（または6か月以上療養を必要とする見込み）であり、就業不能であることが記載されていること

4 提出する書類について、注意事項

◎ ※コピーを提出する場合は、A4用紙に印刷してください。A4より小さな用紙で印刷もしくは切り抜いた場合は、「**証明書類貼付用紙（様式4）**」に貼付してください。

◎ 申請者・家族の状況によっては、提出する書類として挙げられていない書類の提出を求める場合があります。

◎ 読み取れない部分のある書類（残高が黒く塗り潰された通帳（写）など）は受け付けることができません。書類は記載内容全てを読み取ることができるようにしてください。

※ 本学が提出を求める書類等は、審査に必要であるためです。その書類等を提出拒否又は不提出とした場合は、書類不備として扱います

【参考】家庭状況と提出書類の事例

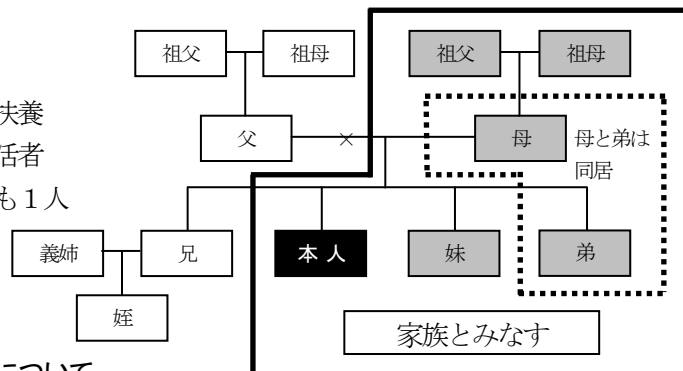
※ 次に該当する人は「家族」とみなし、収入の申告や所定の書類の提出が必要です。

- ・申請者または家計支持者と同居している人（世帯分離していても住所が同じ人は同居とみなします。）
- ・家計支持者と同居していなくても、扶養関係にある人及びその同居者、その他生計を一にする人

【免除申請上の「家族」の考え方】

<例> (本人からみて)

- 父……離婚のため生別
- 母……本人、妹および母方の祖父母を扶養
- 母方の祖父母（母と別居）……年金生活者
- 兄（母と別居）……就職後結婚、子ども1人
- 本人（母と別居）……大学生
- 妹（母と別居）……大学生
- 弟（母と同居）……会社員



この場合、母、妹、弟、母方の祖父母について、
本人の家族として、収入の申告や所定の書類の提出が必要です。

<家庭状況と提出書類の事例①>

- 本人** (大学生、2017年にアルバイトを2つ行った) **父** (2017年5月31日に病気により死亡)
母 (2017年7月30日に退職後求職中) **祖父** (農業、年金収入) **祖母** (母の扶養、別居、身体障がい者)
兄 (2018年4月に就職、別居独立) **弟** (予備校生・アルバイト) **妹** (大学生) の場合

例	提出書類
本人	・市県民税所得課税証明書 ・健康保険証(写) ・収入状況等申告書(様式3) ・源泉徴収票(写)(アルバイト2箇所分) ・ひとり親家庭申告書(様式11) ・世帯全員の住民票(住民票を自宅外に移している場合等に必要)
父	・死亡日が確認できる書類(写) ・保険金受給額と受給年月日がわかる書類(写)(保険金支給明細書等)
母	・市県民税所得課税証明書 ・健康保険証(写) ・源泉徴収票(写) ・退職(予定)証明書(様式10) ・世帯全員の住民票 ・雇用保険受給資格者証(全ページ(写)) ・遺族年金、児童扶養手当、児童手当等の受給額がわかる書類(写)
祖父	・市県民税所得課税証明書 ・年金受給額がわかる書類(写)(最新の年金額改定通知書、年金等の源泉徴収票等) ・(受付印のある)確定申告書の第一表、第二表、収支内訳書(または市区町村県民税申告書)(写)
祖母	・市県民税所得課税証明書 ・身体障がい者手帳等(写) ・世帯全員の住民票 ・障がい年金およびその他年金受給額がわかる書類(写)(最新の年金額改定通知書、年金等の源泉徴収票等)
兄	・別居独立がわかる書類(世帯全員の住民票、健康保険証(写)等)
弟	・市県民税所得課税証明書 ・健康保険証(写) ・源泉徴収票(写)
妹	・世帯全員の住民票(住民票を自宅外に移している場合等に必要) ・在学証明書(コピー不可)または在学を証明できるもの(学生証(写))

<家庭状況と提出書類の事例②(独立生計者)>

- 本人** (大学院生、2017年1月から9月までTAを行い、2017年10月1日から日本学術振興会特別研究員採用)
妻 (2017年7月30日出産、9月30日から育児休業) **子** (2017年7月30日誕生) の場合

例	提出書類
本人	・市県民税所得課税証明書 ・健康保険証(写) ・収入状況等申告書(様式3) ・源泉徴収票(写)(TA分・学振研究員分) ・家計状況申告書(様式7-1(収入等)・7-2(支出等)) ・世帯全員の住民票 ・預金通帳(世帯が保有する通帳全ての名義および詳細内容のページ(2017年1月以降現在までのページ))(写) ・児童手当の受給金額がわかる書類(写) ・日本学術振興会特別研究員採用通知書(写)
妻	・市県民税所得課税証明書 ・健康保険証(写) ・源泉徴収票(写) ・育児休業手当の受給期間、受給金額がわかる書類(写)
子	・健康保険証(写)
父母	・源泉徴収票(または確定申告書)(写)